

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

雇用保険料率1.6%から1.2%へ引き下げ

厚生労働省は、失業手当などの原資となる雇用保険の保険料率を2007年度より現行の1.6%から1.2%を軸に引き下げる方向で検討に入りました。

当初は、1.4%への引き下げを検討してきましたが、失業者数が減少し雇用保険財政に余裕がでてきたため、引き下げ幅を広げることとしたようです。

これにより、企業と家計の保険料負担は年間6000億円程度減る見通しとなっています。

保険料率の引き下げは1993年度以来、約14年ぶり。労使代表が参加する労働政策審議会(厚労相の諮問機関)の雇用保険部会で検討を進め、年内をメドに雇用保険法の改正案をまとめた上、来年の通常国会に関連法案を提出する方針です。

【年収500万円の場合の負担例(年額)】

	会社負担	個人負担	合計
現行	57,500円	40,000円	97,500円
改正後	47,500円	30,000円	77,500円

雇用三事業率は現行同様0.35%としています。

年末調整の準備はお済みですか

今月はまだ12月。年末調整の時期になりました。毎年、実施されていることとはいえ、ギリギリになると事務処理が大変ですし、「生命保険の証明書が無い」など必要書類が揃わない場合も出てきます。できるだけ早めの準備をお勧めします。

なお、平成18年の年末調整において昨年と異なる点は先月号でご案内しておりますので省略いたしますが、注意点や必要書類についてあらためてご案内いたします。

年末調整は原則として給与を支払った人全員が対象になりますが、次に該当する人については12月に支給する給与での年末調整は必要ありませんので注意してください。

本年中の給与収入額が2000万円超の人
他の会社に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人
災害による被害を受けて、源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けた人
12月に在籍していない人(退職時に年末調整を行います)
非居住者
継続して同一の雇用主に雇用されない人(日雇労働者など)

年末調整を行うためには、社員に以下のような書類を提出してもらう必要があります。

「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」
「配偶者特別控除申告書」
「保険料控除申告書」(添付)保険会社が発行する証明書
「住宅借入金等特別控除申告書」(住宅ローン控除の適用が2年目以降)
(添付)税務署長が発行する「住宅借入金等特別控除証明書」(同2年目のみ)
(添付)金融機関が発行する「年末残高等証明書」

CONTENTS

雇用保険料率1.6%から
1.2%へ引き下げ・・・P.1
年末調整の準備は
お済みですか・・・P.2
株主資本変動計算書とは・・・P.2
まだタンス株を保有している人は
早めの確認を!・・・P.2
役員退職金のメリットと決め方・・・P.3
業績連動型賞与のしくみ・・・P.4
ローンには気をつけて・・・P.5
不動産ファンドに続々と流れる
投資マネー・・・P.6
職場のトラブルQ&A・・・P.7
12月度の税務スケジュール・・・P.7
今月の名言録・・・P.8
無料相談会実施中!・・・P.8



株主資本等変動計算書とは

会社法施行日(2006年5月1日)以降に終了する事業年度または中間会計期間の決算(中間決算)において、株主資本等変動計算書という新しい決算資料が必要になりました。株主資本という聞き慣れない言葉が入っているため、株式会社だけ、または大企業(上場企業)だけが対象と誤解される方もいますが、株式会社のみならず、すべての会社が作成しなければならないものです。

この株主資本等変動計算書は、会社の純資産(従来の貸借対照表上における資本の部)の増減を示す計算資料です。

会社法においては、株主総会などの決議により、剰余金の配当や剰余金から準備金への振替えなど株式資本の計数の変動がいつでも行えるようになりました。このことにより、従来の貸借対照表だけでは期中における純資産の変動等を把握することが難しくなったため、新たに株主資本等変動計算書を作成することになったのです。

具体的な記載内容は以下の通りです。

【株主資本】	期首残高	当期末残高
資本金	3,000,000	3,000,000
利益剰余金	2,000,000	1,500,000
その内 剰余金の分配	-	-210,000
繰上利益剰余金	1,000,000	1,500,000
株主資本合計	6,000,000	6,000,000
純資産の部合計	6,000,000	6,000,000

貸借対照表の純資産の部に表示された区分(資本金、資本準備金など)ごとに、前期末残高、当期変動額、当期末残高を記載する。

当期変動額においては、変動事由ごとに変動元と変動先が分かるよう一行(一列)に記載する。たとえば、資本準備金を取崩した場合、同じ行に「資本準備金の取崩し」「資本準備金 5百万円」「資本剰余金 5百万円」と記載。また、自己株式を取得した場合は「自己株式の取得」「自己株式 5百万円」と記載する。

発行済み株式などに変更があった場合、その旨の注記をする。

実際の表を見て貰うともっと分かりやすいと思いますが、今後、ずっと付き合うことになる決算資料ですから、その内容を理解しておいた方が良いと思います。



まだタンス株を保有している人は早めの確認を！

株券不発行制度(株券ペーパーレス化)が2009年6月までにスタートします。同制度が開始されると、すべての上場企業の株券は強制的に廃止され、すべて証券会社の「証券口座」で管理されることになります。

既に多くのタンス株保有者が「証券口座」の一つである「特定口座」に手元のタンス株を入庫していると思われるが、まだタンス株を保有している場合は、同制度開始の15日前までにタンス株を「証券口座」に入庫した上、株式会社証券保管振替機構(ほふり)の利用を申し込む必要があります。

問題は同制度開始の15日前までにタンス株を「証券口座」に入庫しなかった場合です。その場合、そのタンス株については株券の名義人の名前で「特別口座」が自動的に開設され、所有者が別途「証券口座」を開設して「特別口座」の株を移動するまで株式取引ができなくなります。



問題はそれだけではありません。「特別口座」は株券の名義人(株主名簿上の名義人)名で開設されます。つまり、その株券の前所有者が株券の名義換えを行っていない場合、口座の名義人は前所有者になってしまうのです。そうすると、「特別口座」の株を移動するのにわざわざ前所有者の手を煩わすことになり、悪意があれば前所有者はその株式を他人に売却することも可能です。こうしたトラブルを避けるためにも、早めにタンス株の名義人確認や「特定口座」へのタンス株入庫などをしておいた方が良いでしょう。

役員退職金のメリットと決め方

最近、話題になることが多い2007年問題とは、団塊世代で一番数が多い昭和22年生まれの人が2007年に定年(60歳)を迎え、大量退職することで発生する諸問題を指します。改正高齢者雇用安定法によって定年以降も働ける環境づくりが会社に求められていますが、定年を機に退職する社員も多いのではないのでしょうか。

また、定年退職する人の中には役員もいます。長年、会社のために尽くしてくれた役員ですから、より多くの退職金を支払いたいと考える経営者は少なくありません。

税務上、役員退職金を支払うと以下のメリットがあります。

過大でない限り会社の損金にできる(節税になる)。

役員は比較的税負担の軽い退職金扱いで収入を得ることができる。

また、死亡退職金の場合には以下のメリットもあります。

遺族は500万円×法定相続人数まで税負担なしで受け取れる。

一定の条件において株の評価額が下がるため、自社株の相続が発生する場合は相続税が安くなる。



役員退職金の額は、定款または株主総会で決めることになっています。一般的には株主総会、または株主総会の一任を受けた取締役会で決議するケースが多いでしょう。

しかし、決議さえすればいくらでもOKというわけではありません。役員退職金の額が適正ではない(過大)と判定された場合、その過大分は会社の損金にすることができないのです。

一般的に適正な退職金の額は、最終報酬月額×在任年数×功績倍率(最大で2.5倍程度)が目安とされ、それに同規模他社の功績倍率、退職に至った事情、在任中の功績等を勘案して判定されます。

あらかじめ、これらの適正な基準を決めた役員退職金規程を作成しておけば、問題が発生する可能性が低くなりますので気軽にご相談ください。

One Point

自転車通勤者への通勤手当における非課税限度額

国土交通省が進めている「自転車利用環境総合整備事業」をご存じでしょうか？

地球温暖化防止や自動車排ガス対策、渋滞緩和対策などを目的に「環境にやさしい自転車を都市の重要な交通手段として位置付け、(中略)自転車を利用できる環境を総合的に整備する事業」(同省HPより引用)です。

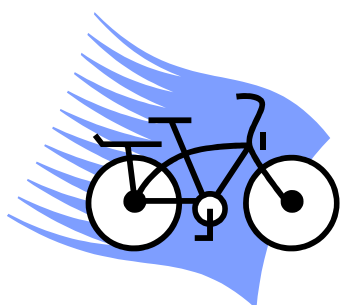
そのモデル都市のひとつ、名古屋市では平成13年から自転車の走りやすい道路の整備を行うと同時に、職員の通勤手当を自転車は2倍、自動車は半分にするなどした結果、自転車通勤者が50%も増えたそうです。

自転車通勤者に通勤手当を支給している会社は多くないでしょう。自転車通勤者は電車やバス代を支払う必要もありませんし、マイカー通勤者のように燃料代もかかりません。つまり、支払った通勤代はそのままその通勤者の懐に入るわけですから、自転車通勤者への通勤手当は不公平だという見方もできます。

ただ、自転車通勤者に通勤手当を支給したときは、電車・バス等での通勤者やマイカー通勤者と同様に非課税限度額があります。その非課税限度額はマイカーと同じく通勤距離によって定められています。つまり、自転車も自動車も同じ車両という扱いです。

ただし、通勤距離が2Km未満の場合は非課税限度額はありません。つまり全額課税対象となります。また、2Km以上10Km未満の場合でも月額4100円です。それほど、おいしい話というわけではありません。

それでは、徒歩通勤者の場合はどうかというと、さすがに非課税限度額はありません。ところが、平成17年に総務省が行った調査では、徒歩通勤者に手当を支払っている都道府県・市区町村の「お役所」が274ヶ所もあったそうです。民間企業では考えられませんが...



業績連動型賞与のしくみ

日本では、年収に占める賞与の割合が3割前後に上ると言われています(大企業ほどその割合は高い)。こうした中、大企業を中心に、いわゆる業績連動型賞与の導入が進んでいます。業績連動型賞与とは、賞与の支給額を経常利益などの業績にリンクさせるものです。業績連動型賞与のようにボーナスと業績の関係を明確にしておけば、従業員にとっても励みになりますし、業績連動とすることで経営参画意識を高めることにも役立ちます。社員ひとりひとりが付加価値の源泉である以上、もはや給与(賞与)は会社からもらうものではありません。自ら生み出した付加価値の報酬として受け取るべきものです。ここに業績連動型賞与の拠って立つ所以があります。社員には、こうした意識づけを徹底する必要があります。今や誰かがエサを持ってきてくれるのを、口を開けて待っている時代ではないのです。そこで、業績連動型賞与について、簡単に説明します。



1.業績連動型賞与の目的

人件費の変動費化

企業コストの大半を占める固定費、その固定費の中心である人件費のうちの賞与を変動費化し経営を安定化することで、例えば営業利益や経常利益の一定割合を賞与とする限り、会社としてのリスクはありません。

組織の活性化と社員のモラルアップ

会社や部門の業績が上がれば自分の賞与も増える仕組みですから、意欲もわきます。全社員が、会社および部門の業績に強い関心をもち、経営に対する参画意識を高めるとともに、日常業務の中で業績向上に向けた意思決定や行動をとることが期待されます。

賞与の透明性・納得性

従来は賞与支給額(率)は、業界の横並びか労使の力関係で決まりました。所属する部門の業績などは何の関係もありません。ところが業績連動型賞与では、全社または所属部門の業績で賞与総額が自動的に決定し、あとは自分の業績査定(目標管理など)によって支給額が公正に決まります。賞与決定方法が従来に較べて透明性・客観性が飛躍的に高まり、社員の納得が得られます。このように、会社と社員との間の信頼関係を築くことも大きな目的の1つです

2業績連動型賞与のしくみ

業績連動型賞与の仕組みを、業績指標と目標水準という2つの角度から見てみましょう。

業績指標

全社業績連動と部門業績連動の場合の「業績」の指標を何にするかは、この制度の根幹に関わる重要な問題です。業績連動型賞与に用いられる指標としては次のようなものがあり、単独または2つ以上の組み合わせのケースがあります。

(従来型の数値指標) 売上高・売上総利益・営業利益・経常利益など

(経営効率指標) CF(キャッシュフロー)・EVA(経済的付加価値)・ROA(資産利益率)・ROE(株主資本利益率)・ROI(投資収益率)など

また個人業績の評価は、目標管理などの手法を用いた人事考課でしょう。営業部門などでは、個人別の粗利益などの数字を直接用いることもできます。

いずれの場合も、その指標が社員にその意義がよく知られたものであり、かつ社員にとってその指標の向上のために自分が何をしなければならぬかが理解できるものである必要があります。特に、ROEなどヨコ文字の指標を用いる場合、その意義や個人の行動目標などを十分に教育する必要があります。

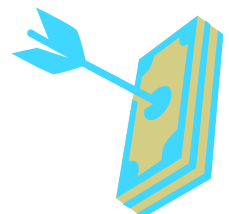
目標水準

上記の業績指標の目標水準の設定方法には次の3方式があり、単独または2つ以上の組み合わせのケースがあります。

絶対値・・・例えば「営業利益の10%」など業績指標の絶対値をそのまま用いる方式

計画達成度・・・例えば、CFでは期初の計画に対する達成度で評価する方式

前年度比改善度・・・例えば、経常利益では前年度実績に対する改善度で評価する方式



ローンには気をつけて

個人の自己破産申立件数が1999年ついに12万件を突破しました。この数字は1989年の13倍にもなり、今後もさらに増加することが予想されています。特に最近の破産原因の特徴としては、「生活費」が「遊興・飲食・交際費」「贅沢品の購入」などを上回り1位となっていることや、年齢層も29歳以下の若年層から中高年層にシフトしてきていることが上げられます。

また、長引く不況の影響から住宅ローンの返済が困難となり、不足資金を借入したことが多重債務へのきっかけになったケースも目立ってきています。最近では歴史的な低金利と住宅税制が追い風となり、20代での住宅取得が増加している

ようですが、安易な返済計画や金利の仕組みを良く理解せずに長期のローンを利用することは、大きなリスクを伴いますから十分注意しなければなりません。

ローンを利用することが即「悪いこと」ではありませんが、なるべく借りなくて済む家計体質にしておき、ローンを組む時には返済計画を充分シミュレーションしてから、上手に活用することが重要といえます。



あたりまえのことですが、ローンの返済には金利がかかります。金利はいわばお金の「使用料」です。

この金利の計算のしかたで月々の返済額やトータルの返済額が大きく変わってきます。

元利均等返済方式

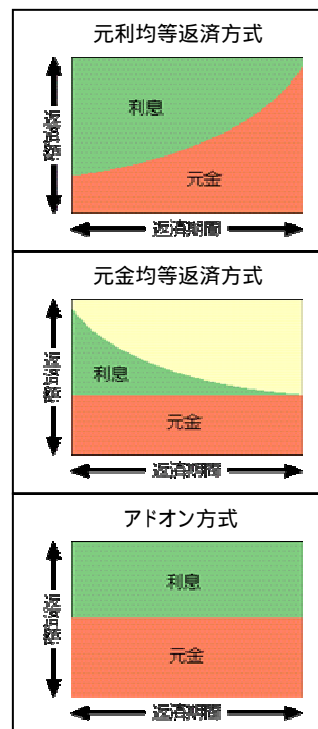
毎回の返済額は同じ。返済開始当初は返済額の中に占める利息の割合が多いが、返済が進むにつれて徐々に元金の割合が多くなる。住宅ローンのほとんどはこの方式。

元金均等返済方式

元金を返済回数で割った金額と、未返済の元金に対する利息の合計額が毎回の返済額になる。返済開始当初は元利均等返済方式より1回当たりの返済額が多くなるが、返済が進むにつれて負担が軽くなっていく。

アドオン方式

元金を返済していても、当初の元本に対する金利を返済終了まで支払っていくもの。



(例) 元金1,000万円、120回の毎月返済、金利年8%で借り入れた場合

	元利均等返済方式	元金均等返済方式	アドオン方式
毎月返済額 (第1回目)	12.13万円 (以降返済額変わらず)	14.78万円 (返済が進むにつれて減少)	15.00万円 (以降返済額変わらず)
元金返済額合計	1,000万円	1,000万円	1,000万円
利息額合計	455.93万円	403.33万円	800.40万円
元利合計額	1,455.93万円	1,403.33万円	1,800.40万円

返済額総額は、3種類の返済方式のうち、元金均等返済が一番少なくなります。表面上の金利と、返済方法の違いによる実質の金利は異なります。個人向けの少額のローンや、割賦販売の代金決済に用いられるアドオン方式では、実質金利が大きく膨らむことに注意しましょう。

(日本ファイナンシャルプランナーズ協会HPより)

頭の体操

太郎君と次郎君の持っているお金の差は300円です。また、太郎君の持っているお金の2/3と次郎君の持っているお金の4/5は同じ金額です。これについて、次の問いに答えなさい。

- [1] 太郎君と次郎君の持っているお金の比を求めなさい。
- [2] 太郎君は何円持っていますか。

回答はP. 7の下部にあります (ヘクトバスカル中学受験の算数より抜粋)

不動産ファンドに続々と流れる投資マネー(10兆円超の市場規模)

日本の土地・建物の総資産総額は数千兆円に上り、米国に次いで世界第2位の規模を有するとされています。住信基礎研究所が昨年10月に実施した調査では、これらのうち証券化の対象となり得る不動産は、主要な資産(オフィスビル、賃貸住宅、商業施設)だけで約54.5兆円に上ると推計しています。

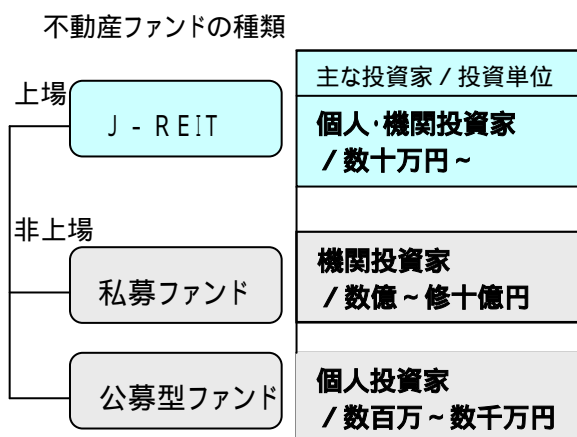
一方、国土交通省が実施している「不動産の証券化実態調査」によると、1997年度から2005年度までの9年間に証券化された不動産の累計額は約25兆円に達し、この推計された証券化対象不動産の規模を対比してみると、差し引き約38兆円規模のオフィスビル、賃貸住宅、商業施設がまだ証券化されずに市場に存在すると推測できます。また、これら主要な資産ほどには証券化が進んでいない物流施設やホテルなどを加えると、日本の証券化市場の拡大余地はまだ残されていると考えられます。

不動産ファンドの種類(REITと私募ファンドが主流)

不動産ファンドは、上場している不動産投資信託(J-REIT)と非上場のプライベート(私募)ファンドに大別できます。

J-REITは個人投資家から機関投資家まで不特定多数の投資家を対象とした商品であり、株式などと同様に証券市場で売買されています。一方、私募ファンドは特定少数の機関投資家を主なターゲットとして、数億円から数十億円単位の投資を私募形式で募る商品です。

J-REITは2001年9月に2銘柄が東京証券取引所に上場されたのを皮切りに、06年9月末現在で39銘柄が上場、取引されています。一方の私募ファンドは97年ごろに、不良債権ビジネス等を行っていた外資系や独立系の運用会社によって組織され始め、現在では不動産会社や金融機関など様々な業種の企業が数多く市場に参入しています。



(出所)住信基礎研究所

REITと私募ファンドの相違点(リスク・リターン)

J-REITと私募ファンドの投資商品としての大きな違いは、J-REITには投資期間に制約がなく、常時市場で売買が可能であるのに対し、私募ファンドには一定の運用期間が設定されており、運用中は原則として換金できず、市場もないため流動性に大きな制限がある点です。

またファンドの運用戦略に関しても、J-REITでは稼働率の高い優良物件を保有し、安定的な運用を目指すのが一般的であるのに対し、私募ファンドにおいては低稼働の物件を取得して稼働率を高めたり、劣化した不動産を改修して価値を高めてから転売するという戦略を採るものが多いと思われます。

こうした戦略の違いは、それぞれのスペックにも表れています。J-REITはLTV(負債比率)が0~60%、配当利回りは3~6%とローリスク・ローリターン型であるのに対し、私募ファンドは50~80%という高いLTVを設定し、IRR(内部収益率)で6~25%を狙うハイリスク・ハイリターン型の商品となっています。

私募ファンドの高い成長性

住信基礎研究所が実施した運用会社へのアンケート調査によると、今後最も有力と考える私募ファンドの出口戦略として、「J-REITに移行」が26%、「他社のJ-REITに売却」が24%と、J-REITを出口に想定する回答が半数を占めていました。実際に、「REIT成り」する私募ファンドやJ-REITに物件を売却する事例は数多く存在します。

他方、J-REITにとっても、J-REITが直接取得できないような劣化不動産を優良不動産として再生させる私募ファンドは物件取得の重要なパイプラインであり、外部成長を図る上で欠かせない存在となっています。



職場のトラブルQ&A

～パートタイム労働者への残業命令～

【Q】 当社の製造ラインには8名のパートタイム労働者が働いています。労働時間は6時間となっていますが、先日、急に大量の受注があり、2時間の残業を命じたところ、Aさんから「私は時間を決めて働いているパートタイム労働者ですから、残業はできません。」と言われ、残業を断られてしまいました。パートタイム労働者に残業を命じることはできるでしょうか。



【A】 パートタイム労働者であっても、残業を命じることは可能です。ただし、残業を命じるためには、正社員と同じように労働契約や就業規則などに残業に関する定めが明示されていることが必要です。

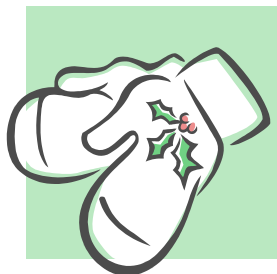
また、法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を超える残業の場合には、さらに労使間の協定(労働基準法第36条に規定されている通称「36協定」)の締結・届出がなされていることと割増賃金の支払いが必要となります。

ただし、所定労働時間を超えても法定労働時間を超えない限り、36協定の締結や割増賃金の支払いは必要ありません。

このケースでは、1日6時間のパートタイム労働者に2時間の残業を命じたとしても、その2時間分は通常の賃金を支払えばよく、36協定の締結や割増賃金の支払がなくても違反とはなりません。

しかし、3時間の残業を命じた場合には、法定労働時間を超える最後の1時間について、割増賃金の支払いが必要となります。

なお、パートタイム労働者の場合には、家庭の事情などから短時間労働を選んでいる場合がありますので、使用者としては、採用の段階で残業が可能かどうかの確認をするとともに、どのような場合に残業を命じることがあるのか具体的に説明するなど事前に十分な話し合いをしておくべきでしょう。



12月度の税務スケジュール

内 容	期 限
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付	納 期 限 12月11日(月)
10月決算法人の確定申告	申告期限 平成19年1月4日(木)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 平成19年1月4日(木)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 平成19年1月4日(木)
4月決算法人の中間申告(半期分)	申告期限 平成19年1月4日(木)
消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告	申告期限 平成19年1月4日(木)
消費税の年税額が4,800万円超の10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告	申告期限 平成19年1月4日(木)
給与所得税の年末調整	納 期 限 本年度最後の給与の支払いをするとき
固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付	納 期 限 12月中において市町村の条例で定める日

今月の名言録

企業に肉をつける

「当社は、実はたいへん儲かっているが、ほどほどの利益にしてる」という経営者の声を耳にします。つまり、高額な税金を払うのを嫌い、交際費など不必要な経費を大盤振舞いし、利益を少なくしてるのです。

確かに利益が出ると、半分強は税金で持っていかれますが、残りの約半分は企業内に残るわけです。私は企業経営の本質を考えた場合、この税引後利益を大事にしなければならないと思うのです。

企業に肉をつけ、体力をつけるには、これを貯えていく以外に手はないのです。これが、企業に厚い内部留保と高い自己資本比率をもたらすのです。そのため、いくら税金がかかろうと、高い利益を確保するよう努めなければならないのです。



日本企業の自己資本比率が低いのは、税制のメカニズムによるといわれています。しかし、私は経営者の哲学の問題だと考えています。

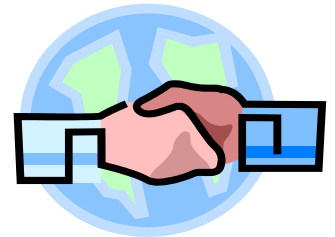
私は、税金を経費と同じように考え、この税金を差し引いた残りを皆々と企業内に蓄積してきました。その結果、厚い内部留保を実現することができ、それが企業の安定性と信頼性、そして何よりも従業員の雇用の確保をもたらしたのです。また、身についた体力があればこそ、新たな事業へのチャレンジも可能となるのです。

「心を高める、経営を伸ばす」(稲盛和夫著、PHP研究所)

無料相談会実施中!

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikai.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
近藤 裕美

